

議長交際費の支出及び公開に関する基準

1 趣旨

議長交際費の支出及び公開基準を定めることにより、事務の適正化を図るとともに市民の理解を得て、もってその透明性を高め、開かれた議会の一層の推進を図る。

2 交際費の支出基準

議長交際費は、議長が議会を代表して行う対外的な活動に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上、妥当と思われる範囲内で必要最小限の支出とし、以下の項目に掲げるとおりとする。

(1) 会費

関係する各種団体の飲食を伴う総会、大会、懇親会等に伴う経費として、議長交際費を支出することが公益上、妥当と思われる範囲内で必要最小限の支出とし、議長（議長の代理として副議長等が出席する場合を含む。）が出席するものを対象とする。

会費の金額が明示されているものはその金額とし、明示がないものは10,000円を限度とする。

(2) 慶弔見舞費

①慶事

式典、祝賀会、大会等の費用であり、金額が明示されているものはその金額とし、金額の明示がないものは10,000円を限度とする。

②弔事

弔事の支出は別表のとおりとし、香典は10,000円を限度とする。

花輪（生花）等の費用は、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

③見舞い

社会通念上、儀礼の範囲として認められる場合で、10,000円を限度とする。

(3) 渉外用品費

委員会等視察時の土産、姉妹都市友好訪問土産、視察等来訪者に対する記念品等の費用であり、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

(4) その他

接待用お茶、賀詞葉書、大会等への祝電、新聞等の広告の費用。

3 定めのない事項

この支出基準に定めのない事項またはこの支出基準について疑義が生じたときは、その都度協議し、特に必要と認めたものは、この限りではない。

4 公開基準

議長交際費の支出報告書は、原則全面開示するものとする。ただし、所沢市情報公開条例第7条各号に該当する場合は、この限りではない。

5 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年2月8日から施行し、令和6年2月8日から適用する。

別表

区 分	香典	弔辞	花輪 (生花)	弔電	備 考	
市議会議員	現職	本人	◎	◎	◎	
		配偶者	◎		◎	
		実父母	◎		◎	
		子	◎		◎	花輪(生花)は同居のみ
		義父母	◎			◎ 香典は同居のみ
	元職	本人	◎	◎	◎	
		配偶者	◎			同居のみ
		実父母	◎			同居のみ
		子				◎ 同居のみ
		義父母				◎ 同居のみ
行政委員	現職	本人	◎		◎	議会出席者のみ
市特別職	現職	本人	◎	◎	◎	
		配偶者	◎		◎	
		実父母	◎		◎	
	元職	本人	◎	◎	◎	弔辞は副市長(助役)以上
市職員	現職	本人	◎		◎	課長職以上
		配偶者	◎			部長職以上
		実父母	◎			同上
国会議員 県議会議員	現職	本人	◎			
		配偶者	◎			
		実父母	◎			同居のみ
近隣市	第二区 (市長・議長)	◎	◎	◎	◎	他市と協議のうえ決定する。
その他	上記定めのないもの	その都度、議長と協議のうえ決定する。				

※原則として、元職の親族は、元職が死亡している場合は、支出しないものとする。

※返礼は、一切受付ないものとする。